

■愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問内容	質疑回答
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		

入札説明書

1	15	3	(6)	カ			<p>用地活用企業との活用用地の売買契約については、特定事業契約に合わせて、活用用地に関する「覚書」を交わす予定とありますが、覚書締結後、生活支援施設等の用地活用企業が活用用地の購入ができない見込みとなった場合、どうすれば良いか指示願います。 また、この場合、当該用地活用企業の変更は可能でしょうか。</p>	<p>覚書締結後、用地活用企業の責めに帰すべき事由により、本件売買契約を締結しなかった場合は、特定事業者及び用地活用企業は、県に対し連帯して相当額の違約金を支払って頂きます。（覚書（案）第6条参照。） ただし、事業者の責任により、提案した内容と同等の生活支援施設等の整備を行う場合に限り、県と協議の上、当該用地活用企業の変更を認めることがあります。 なお、代替事業者は愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業 入札説明書の3（4）を満たす必要があります。</p>
---	----	---	-----	---	--	--	--	---